

当行では、お客さまの利便性の向上にお応えするため、平成16年12月1日に「決済用普通預金」の取扱いを開始いたしました。

決済用預金について

決済用預金とは、安全確実な決済手段として、金融機関の破綻時にも全額保護される預金のことです。例えば、当座預金および平成16年12月1日より取扱いを開始した「決済用普通預金」はこれに該当します。

決済用預金の条件とは、次の3つの条件を全て満たす預金のことです。決済用預金については平成17年4月以降も預金が全額保護されます。

- ①お客さまのお申し出により払い戻しができること
- ②お利息がつかないこと
- ③口座振替等の決済サービスをご提供できること

「決済用普通預金」の商品概要

1. 商 品 名 決済用普通預金
2. 預 金 対 象 者 従来の普通預金と同様に法人および個人のお客さまなどがご利用できます。
3. 期 間 流動性預金のため定めはありません。
4. 入 払 方 法 従来の普通預金と同様に、1円以上1円単位で随時預入・払戻いたします。
5. 利 息 無利息です。
6. 自 動 振 替 従来の普通預金と同様に、各種の自動振替が可能です。
7. セ ッ ト 機 能 従来の普通預金と同様に、総合口座の定期預金、総合貯蓄口座、自動送金、順スイング契約（注）、仙台銀行ワイドカードとのセットが可能です。
8. 通 帳 従来の普通預金と同じ通帳を使用いたします。また、通帳の表紙裏に「決済用普通預金」の表示を行います。
9. キャッシュカード 従来の普通預金と同じカードを使用いたします。他金融機関のATMも使用可能です。

（注）順スイング契約とは、普通預金（決済用普通預金を含む）から貯蓄預金への資金移動を行う契約です。貯蓄預金から決済用普通預金への資金移動を行う契約（逆スイング契約）はご利用いただけません。

「決済用普通預金」の特徴

1. 新規の口座開設以外にも、既存の普通預金から決済用普通預金への変更が可能です。変更後も預金科目や口座番号は変わりません。したがって、口座振替や振込指定の変更手続きは不要です。
2. 通帳、カードは引き続き使用することができます。
3. 総合口座の定期預金や仙台銀行ワイドカード、インターネットバンキング等の従前からセットされている機能についても引き続き利用することができます。ただし、逆スイング契約はご利用できません。